



みくには  
ハートに愛

皆様のご支援を頂き、弊社は昨年4月に社会保険労務士法人みくに労務管理事務所へ移行し一年を迎えることができました。ありがとうございます。

令和5年4月より行政書士業務を飯島明美へ登録変更し業務を行ってまいります。今後とも、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

2023年4月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



働く年金受給者に朗報です！

在職老齢年金 支給停止調整額が48万円に改定されました。（65歳前と65歳以降も）

令和5年4月1日から（振込は6月15日分）

- |               |   |
|---------------|---|
| ① 年金月額（厚生年金分） | } 支給停止調整額は<br>①+②+③の合計が<br>48万円を超えた<br>額の1/2です。 |
| ② 標準報酬月額      |   |
| ③ 標準賞与額/12    |   |

詳細につきましては【厚生労働省「在職老齢年金の支給停止の仕組み」】をご確認下さい。

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK39.pdf>

「賃金のデジタル払いが可能になります！」

令和5年4月1日から、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払いが認められることになりました。事前の労使協定の締結が必須であり、その他の制限もあります。

導入の際には次のHPで詳細をご確認下さい。

【厚生労働省「賃金のデジタル払いが可能になります！」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001065931.pdf>

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化

◆障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます

令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
2.3%	2.5%	2.7%
43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

※ %は、民間企業の法定雇用率

※ 人数は従業員数

該当する事業所は事前に次のHPをご確認下さい。

【厚生労働省「障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

～お詫びと訂正～

先月発行の『みくに便りNo.77』の後期高齢者医療の保険料の上限引き上げの記事に誤りがございました。誠に申し訳ございません。

2025年度の保険料の例

誤	年収153万円超の年間保険料	80万円
正	年収80万円の場合	年間保険料 15,100円
	年収200万円の場合	〃 90,700円

※保険料額は 均等割額+所得割額 で算出され、均等割額は世帯の所得水準によって軽減があるため、年間保険料の額は世帯収入および個人の年収により変わってきます。

訂正しお詫び申し上げます。ご確認を宜しくお願い致します。

※今月は「税務と労務の手続き 提出期限」の掲載はお休みです